



美濃加茂市議会
第3回定例会議案

令和5年8月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第46号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について	1
議第47号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2
議第48号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）	5
議第49号	令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	4 2
議第50号	令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	5 3
議第51号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第2号）	6 7
議第52号	市道路線の認定について	7 2
議第53号	美濃加茂市と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 2
議第54号	美濃加茂市と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 3
議第55号	美濃加茂市と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 4
議第56号	美濃加茂市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 5
議第57号	美濃加茂市と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 6
議第58号	美濃加茂市と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 7
議第59号	美濃加茂市と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 8
議第60号	美濃加茂市と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	8 9

議第 6 1 号	美濃加茂市と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	9 0
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 1
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 2
認第 1 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 2 号	令和 4 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 3 号	令和 4 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 4 号	令和 4 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 5 号	令和 4 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 6 号	令和 4 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 7 号	令和 4 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 8 号	令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	9 3
認第 9 号	令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	9 3

議第46号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を下記のとおり制定する。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 市長の給料月額、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間において、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(副市長の給与の特例)

第2条 副市長の給料月額は、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間において、条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

議第 4 7 号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 1 6 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 1 0 項の規定による公示がされた</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 1 6 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 1 1 項の規定による公示がされた</p>

ものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない

ものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない

ない。	ない。
-----	-----

(美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年美濃加茂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育の内容)	(保育の内容)
<p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第48号

令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,814,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,524,941	△24,294	3,500,647
	1 国庫負担金	2,395,215	1,790	2,397,005
	2 国庫補助金	1,115,025	△26,084	1,088,941
16 県支出金		1,727,350	△13,797	1,713,553
	1 県負担金	1,070,904	895	1,071,799
	2 県補助金	516,477	△14,692	501,785
18 寄附金		700,300	1,200	701,500
	1 寄附金	700,300	1,200	701,500
19 繰入金		1,253,892	12,216	1,266,108
	2 特別会計繰入金	3	12,216	12,219
20 繰越金		635,169	642,510	1,277,679
	1 繰越金	635,169	642,510	1,277,679
22 市債		1,169,300	65,400	1,234,700
	1 市債	1,169,300	65,400	1,234,700
歳入合計		23,131,185	683,235	23,814,420

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,366,127	609,627	3,975,754
	1 総務管理費	2,829,800	609,627	3,439,427
3 民生費		8,796,029	5,165	8,801,194
	1 社会福祉費	4,492,703	81	4,492,784
	2 児童福祉費	3,903,963	5,084	3,909,047
4 衛生費		1,722,283	23,433	1,745,716
	1 保健衛生費	782,999	22,743	805,742
	3 上水道費	123,098	690	123,788
9 教育費		2,837,730	45,010	2,882,740
	2 小学校費	372,218	200	372,418
	5 社会教育費	610,585	36,540	647,125
	6 保健体育費	1,094,151	8,270	1,102,421
歳 出 合 計		23,131,185	683,235	23,814,420

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎等施設管理・改修事業	千円 20,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路施設補修点検事業	千円 196,600	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	千円 243,400	変更なし	変更なし	変更なし
急傾斜地崩壊対策事業	16,300	証書借入			34,900	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,524,941	△24,294	3,500,647
	1	国庫負担金	2,395,215	1,790	2,397,005
	1	民生費国庫負担金	2,353,520	1,790	2,355,310
	2	国庫補助金	1,115,025	△26,084	1,088,941
	2	民生費国庫補助金	344,765	1,127	345,892
	3	衛生費国庫補助金	113,463	14,926	128,389
	4	土木費国庫補助金	352,480	△42,137	310,343

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	1,790	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
2 児童福祉費補助金	1,127	1 母子家庭等対策総合支援事業補助金
1 保健衛生費補助金	14,926	1 出産・子育て応援交付金事業費補助金
1 道路橋りょう費補助金	△42,137	1 社会資本整備総合交付金（道路施設補修点検事業）

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
16		県支出金	1,727,350	△13,797	1,713,553
	1	県負担金	1,070,904	895	1,071,799
	1	民生費県負担金	1,032,153	895	1,033,048
	2	県補助金	516,477	△14,692	501,785
	3	衛生費県補助金	39,464	3,908	43,372
	6	土木費県補助金	35,183	△18,600	16,583

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	895	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
1 保健衛生費補助金	3,908	1 出産・子育て応援交付金事業費補助金
1 河川費補助金	△18,600	1 急傾斜地崩壊対策事業費補助金

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	700,300	1,200	701,500
	1	寄 附 金	700,300	1,200	701,500
	3	教育費寄附金	0	200	200
	4	総務費寄附金	0	1,000	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 小学校費寄附金	200	1 小学校費寄附金
1 総務管理費寄附金	1,000	1 総務管理費寄附金

(款) 19 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
19		繰入金	1,253,892	12,216	1,266,108
	2	特別会計繰入金	3	12,216	12,219
	1	国民健康保険会計繰入金	1	3,748	3,749
	2	介護保険会計繰入金	1	8,468	8,469

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険会計繰入金	3,748	1 国民健康保険会計繰入金
1 介護保険会計繰入金	8,468	1 介護保険会計繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	635,169	642,510	1,277,679
	1	繰越金	635,169	642,510	1,277,679
		1 繰越金	635,169	642,510	1,277,679

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	642,510	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,169,300	65,400	1,234,700
	1	市 債	1,169,300	65,400	1,234,700
		4 土木債	441,400	65,400	506,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう債	46,800	1 道路施設補修点検事業
2 河川債	18,600	1 急傾斜地崩壊対策事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,366,127	609,627	3,975,754	13,135	596,492
	1	総務管理費	2,829,800	609,627	3,439,427	13,135	596,492
	3	財政管理費	21,095	600,000	621,095	繰入金 12,135	587,865
	5	財産管理費	257,888	1,000	258,888	寄附金 1,000	
	6	企 画 費	1,457,797	8,627	1,466,424		8,627

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積立金	600,000	財政調整基金積立金 100,000 減債基金積立金 500,000	財政管理事業 600,000
17 備品購入費	1,000	庁用備品	市庁舎等施設管理・改修事業 1,000
10 需用費	124	消耗品費	新庁舎整備事業 8,627
12 委託料	8,503	横断幕・のぼり旗制作 318 ワークショップ運営費 8,185	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	8,796,029	5,165	8,801,194	3,893	1,272
	1	社会福祉費	4,492,703	81	4,492,784	81	
	3	老人福祉費	749,498	81	749,579	繰入金 81	
	2	児童福祉費	3,903,963	5,084	3,909,047	3,812	1,272
	1	児童福祉総務費	233,428	5,084	238,512	国庫支出金 2,917 県支出金 895	1,272

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	81	国庫負担金等返還金	介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減） 81
12 委託料	3,581	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等支援事業 5,084
19 扶助費	1,503	母子家庭等自立支援給付金	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,722,283	23,433	1,745,716	18,834	4,599
	1	保健衛生費	782,999	22,743	805,742	18,834	3,909
	2	母子衛生費	87,712	22,743	110,455	国庫支出金 14,926 県支出金 3,908	3,909
	3	上水道費	123,098	690	123,788		690
	1	上水道費	123,098	690	123,788		690

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	1,118	月額任用職員	出産・子育て応援事業 会計年度任用職員給 21,283
3 職員手当等	126	期末手当	1,460
4 共済費	190	職員共済組合負担金	
8 旅費	26	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	50	消耗品費	
11 役務費	23	郵便料	
12 委託料	21,110	岐阜県出産・子育て応援ギフトサイトカスタマイズ 110 出産・子育て応援事業事務処理 21,000	
13 使用料及び賃借料	100	コピー機使用料	
18 負担金、補助及び交付金	690	児童手当負担金	水道事業負担金 690

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,720,342	0	2,720,342	4,663	△4,663
	2	道路橋りょう費	1,030,758	0	1,030,758	4,663	△4,663
	2	道路新設改良費	613,094	0	613,094	国庫支出金 △42,137 市債 46,800	△4,663
	3	河川費	108,621	0	108,621		
	1	河川総務費	108,621	0	108,621	県支出金 △18,600 市債 18,600	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

9	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,837,730	45,010	2,882,740	200	44,810
	2	小学校費	372,218	200	372,418	200	
	2	小学校教育 振興費	76,701	200	76,901	寄附金 200	
	5	社会教育費	610,585	36,540	647,125		36,540
	4	図書館費	142,854	36,540	179,394		36,540
	6	保健体育費	1,094,151	8,270	1,102,421		8,270
	2	保健体育施 設費	302,481	8,270	310,751		8,270

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
17 備品購入費	200	図書	古井小教育振興費 100 山之上小教育振興費 100
11 役 務 費	10	収入印紙代	東図書館駐車場整備事業 36,540
16 公有財産購入費	36,530	駐車場用地購入	
14 工事請負費	8,270	東総合運動場照明設備等移設	前平・東総合運動場事業 8,270

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	759 (1)	596,440	1,183,916	928,611	2,708,967	494,833	3,203,800	
補正前	759 (1)	595,322	1,183,916	928,485	2,707,723	494,643	3,202,366	
比較		1,118		126	1,244	190	1,434	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	306,270	219,470	1,065	155,700	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	306,144	219,470	1,065	155,700	
	比較								126				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	334 (1)		1,183,916	875,280	2,059,196	412,243	2,471,439	
補正前	334 (1)		1,183,916	875,280	2,059,196	412,243	2,471,439	
比較								

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	比較												

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	425	596,440		53,331	649,771	82,590	732,361	
補正前	425	595,322		53,205	648,527	82,400	730,927	
比較		1,118		126	1,244	190	1,434	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	53,331
	補正前	53,205
	比較	126

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員手当	126	その他の 増減分	126 期末手当	126

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,655,598	7,546,660	1,125,300	806,077	7,865,883
(1) 総務	125,688	121,420	75,900	12,606	184,714
(2) 民生	607,100	872,977	82,200	42,784	912,393
(3) 衛生	304,800	261,600		21,470	240,130
(4) 農林	135,337	106,814		12,872	93,942
(5) 商工	5,796	3,586	2,600	2,058	4,128
(6) 土木	1,862,606	1,790,307	570,400	247,171	2,113,536
(7) 消防	1,123,446	1,199,993		97,477	1,102,516
(8) 教育	3,490,825	3,189,963	394,200	369,639	3,214,524
2 災害復旧債	37,012	37,357		4,374	32,983
(1) 補助災害	2,300	2,300		253	2,047
(2) 単独災害	34,712	35,057		4,121	30,936
3 その他	7,961,485	7,575,001	260,000	697,005	7,137,996
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	161,151	124,180		31,150	93,030
(3) 財源対策債等	51,465	29,437		9,524	19,913
(4) 臨時財政対策債	7,748,869	7,421,384	260,000	656,331	7,025,053
合 計	15,654,095	15,159,018	1,385,300	1,507,456	15,036,862

議第49号

令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）

令和5年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,188,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		5,392	35,854	41,246
	1 繰越金	5,392	35,854	41,246
歳入合計		5,152,275	35,854	5,188,129

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		4,452	35,854	40,306
	1 償還金及び還付加算金	4,451	32,106	36,557
	2 繰出金	1	3,748	3,749
歳 出	合 計	5,152,275	35,854	5,188,129

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	4,452	35,854	40,306
歳 出 合 計	5,152,275	35,854	5,188,129

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰越金	5,392	35,854	41,246
	1	繰越金	5,392	35,854	41,246
	1	その他繰越金	5,392	35,854	41,246

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他繰越金	35,854	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

8	1	諸支出金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰越金	保険料
			4,452	35,854	40,306	35,854	
	1	償還金及び 還付加算金	4,451	32,106	36,557	32,106	
	3	償 還 金	1	32,106	32,107	繰越金 32,106	
	2	繰 出 金	1	3,748	3,749	3,748	
	1	他会計繰出 金	1	3,748	3,749	繰越金 3,748	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利 子及び割引 料	32,106	保険給付費等交付金返還金	償還金 32,106
27 繰出金	3,748	一般会計繰出金	繰出金 3,748

議第50号

令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）

令和5年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,281,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		1,502	199,177	200,679
	1 繰越金	1,502	199,177	200,679
歳入合計		4,082,087	199,177	4,281,264

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		3,682	83,642	87,324
	1 基金積立金	3,682	83,642	87,324
6 諸支出金		1,522	115,535	117,057
	1 償還金及び還付加算金	1,521	107,067	108,588
	2 繰 出 金	1	8,468	8,469
歳 出 合 計		4,082,087	199,177	4,281,264

予算説明書

2 歳 入

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	1,502	199,177	200,679
	1	繰越金	1,502	199,177	200,679
		1 繰越金	1,502	199,177	200,679

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	199,177	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
4		基金積立金	3,682	83,642	87,324	83,642	
	1	基金積立金	3,682	83,642	87,324	83,642	
	1	介護給付費 準備基金積 立金	3,682	83,642	87,324	繰越金 83,642	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	83,642	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 83,642

(款) 6 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		諸支出金	1,522	115,535	117,057	115,535	
	1	償還金及び 還付加算金	1,521	107,067	108,588	107,067	
	3	償 還 金	1	107,067	107,068	繰越金 107,067	
	2	繰 出 金	1	8,468	8,469	8,468	
	1	他会計繰出 金	1	8,468	8,469	繰越金 8,468	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利 子及び割引 料	107,067	国庫負担金等返還金	償還金 107,067
27 繰出金	8,468	一般会計繰出金	繰出金 8,468

議第51号

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

（ 事 項 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
配水設備拡張費	50,916 千円	44 千円	50,960 千円
配水設備改良費	446,244 千円	630 千円	446,874 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 水道事業収益	1,667,188 千円	16 千円	1,667,204 千円
第2項 営業外収益	420,962 千円	16 千円	420,978 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,660,119 千円	16 千円	1,660,135 千円
第1項 営業費用	1,607,523 千円	16 千円	1,607,539 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	238,935 千円	674 千円	239,609 千円
第1項 負担金	81,872 千円	674 千円	82,546 千円
支 出			
第1款 資本的支出	803,568 千円	674 千円	804,242 千円
第1項 建設改良費	498,418 千円	674 千円	499,092 千円

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,667,188	16	1,667,204
	2 営業外収益		420,962	16	420,978
		2 他会計負担金	876	16	892

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,660,119	16	1,660,135
	1 営業費用		1,607,523	16	1,607,539
		4 総係費	140,434	16	140,450

資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			238,935	674	239,609
	1 負担金		81,872	674	82,546
		2 他会計負担金	222	674	896

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			803,568	674	804,242
	1 建設改良費		498,418	674	499,092
		1 配水設備拡張費	50,916	44	50,960
		2 配水設備改良費	446,244	630	446,874

令和5年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	15,499
減価償却費	531,270
賞与引当金の増減額(減少は△)	579
長期前受金戻入益	△ 295,675
受取利息及び配当金	△ 1,722
支払利息	11,030
資産減耗費	48,307
未収金の増減額(増加は△)	△ 10,122
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 97
未払金の増減額(減少は△)	△ 6,257
その他流動負債の増減額(減少は△)	1,364
小計	294,176
利息及び配当金の受取額	1,722
利息の支払額	△ 11,030
業務活動によるキャッシュ・フロー	284,868
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 427,633
国庫補助金等による収入	40,881
一般会計からの繰入金による収入	896
工事負担金の受入による収入	70,803
分担金の受入による収入	87,330
他会計貸付金による支出	△ 215,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 442,723
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 90,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,150
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 248,005
V 資金期首残高	1,977,774
VI 資金期末残高	1,729,769

令和5年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地	465,589	
	ロ 建 物	1,011,333	
	減価償却累計額	<u>△ 317,197</u>	694,136
	ハ 構 築 物	19,188,991	
	減価償却累計額	<u>△ 9,241,350</u>	9,947,641
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,157,013	
	減価償却累計額	<u>△ 1,616,413</u>	540,600
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,888	
	減価償却累計額	<u>△ 15,375</u>	4,513
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,570	
	減価償却累計額	<u>△ 25,910</u>	12,660
	ト 建 設 仮 勘 定	<u>29,350</u>	
	有形固定資産合計		11,694,489
	(2) 投資その他の資産		
	イ 投資有価証券	500,000	
	ロ 他会計貸付金	<u>577,000</u>	
	投資その他の資産 合 計		<u>1,077,000</u>
	固定資産合計		12,771,489
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金	1,729,769	
	(2) 未 収 金	212,612	
	貸倒引当金	<u>△ 500</u>	212,112
	(3) 貯 蔵 品	1,143	
	(4) その他流動資産	<u>1,341</u>	
	流動資産合計		<u>1,944,365</u>
	資 産 合 計		<u>14,715,854</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債	413,039		
	企業債合計		413,039	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	93,520		
	引当金合計		93,520	
	固定負債合計			506,559
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債	83,397		
	企業債合計		83,397	
	(2) 未払金		296,695	
	(3) 前受金		0	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	7,341		
	引当金合計		7,341	
	(5) その他流動負債		14,766	
	流動負債合計			402,199
5	繰延収益			
	長期前受金		11,887,527	
	収益化累計額		△ 6,007,560	
	繰延収益合計			5,879,967
	負債合計			6,788,725
資本の部				
6	資本金			6,871,250
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 補助金	4,164		
	資本剰余金合計		4,164	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	646,066		
	ロ 建設改良積立金	300,000		
	ハ 当年度未処分			
	利益剰余金	105,649		
	利益剰余金合計		1,051,715	
	剰余金合計			1,055,879
	資本合計			7,927,129
	負債資本合計			14,715,854

議第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

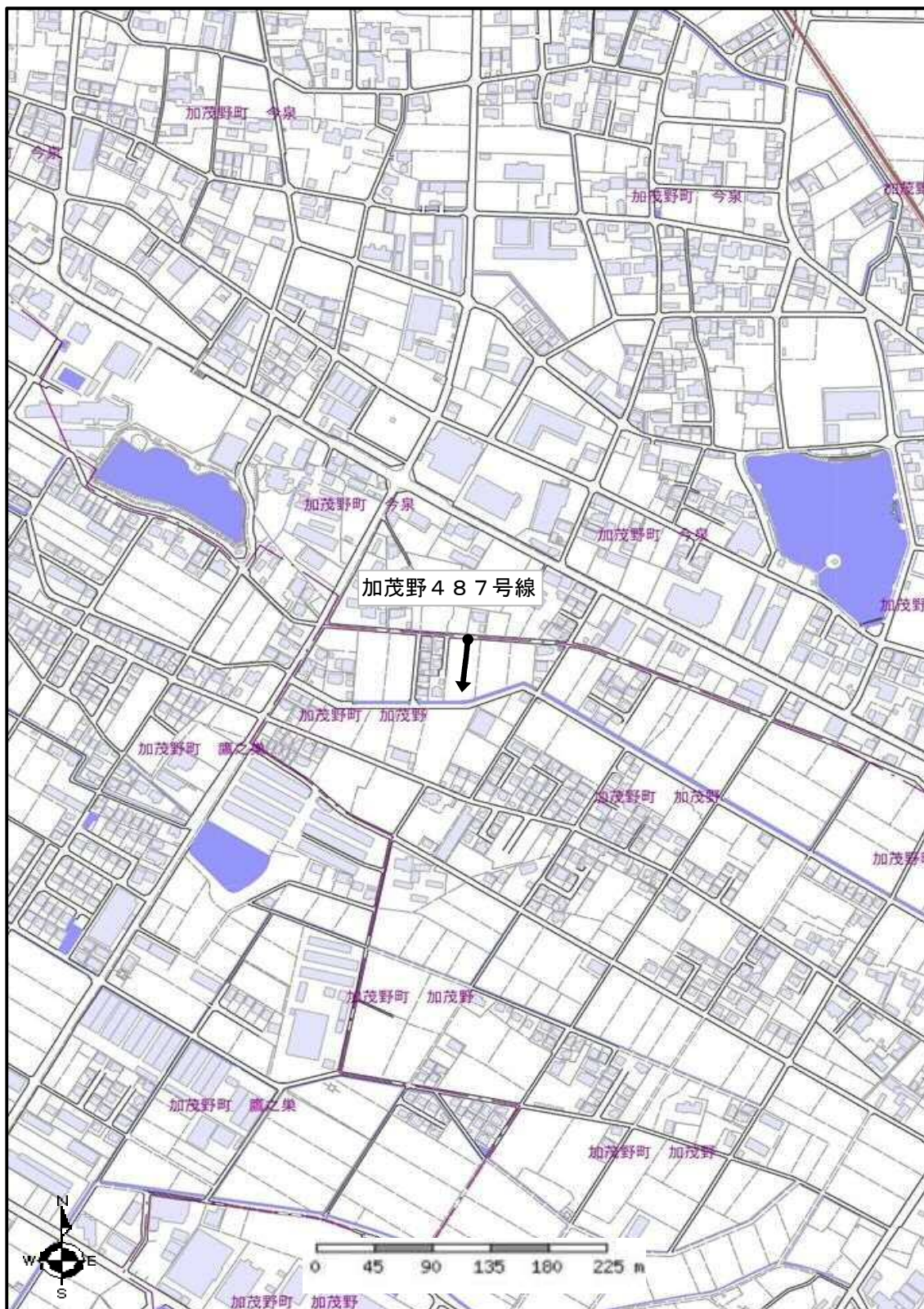
美濃加茂市長 藤井浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	加茂野4 87号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字浦172番8地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字浦172番6地先		
2	本郷71 0号線	美濃加茂市本郷町五丁目字正理1388番10地先		
		美濃加茂市本郷町五丁目字正理1388番12地先		
3	本郷71 1号線	美濃加茂市本郷町九丁目字薬師下2060番46地先		
		美濃加茂市本郷町九丁目字薬師下2060番70地先		
4	上蜂屋5 68号線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字脇田4433番1地先		
		美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字中瀬2864番1地先		
5	前平53 4号線	美濃加茂市前平町一丁目232番7地先		
		美濃加茂市前平町一丁目232番2地先		

新規認定路線

①:加茂野487号線



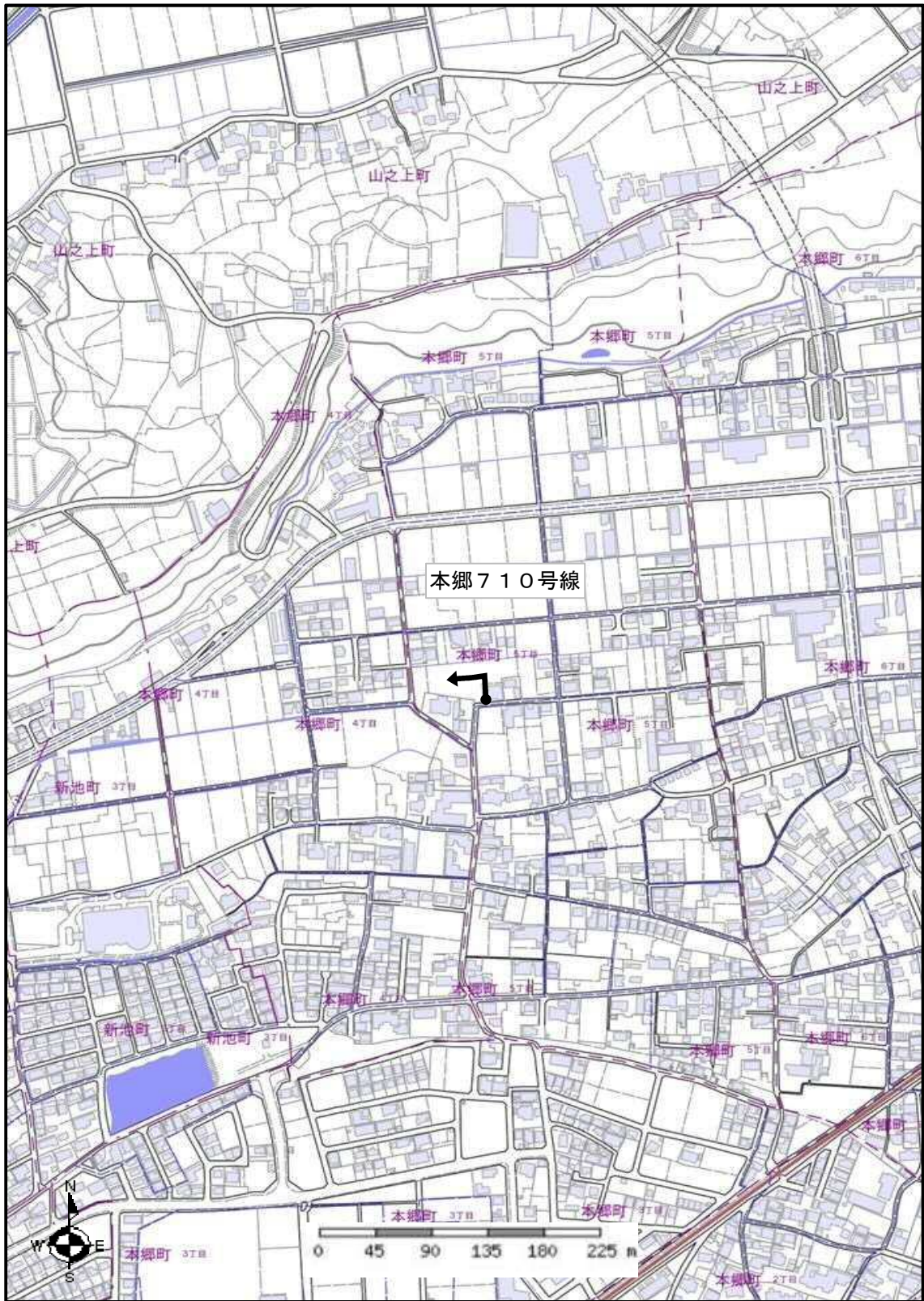
新規認定路線

①:加茂野487号線



新規認定路線

②:本郷710号線



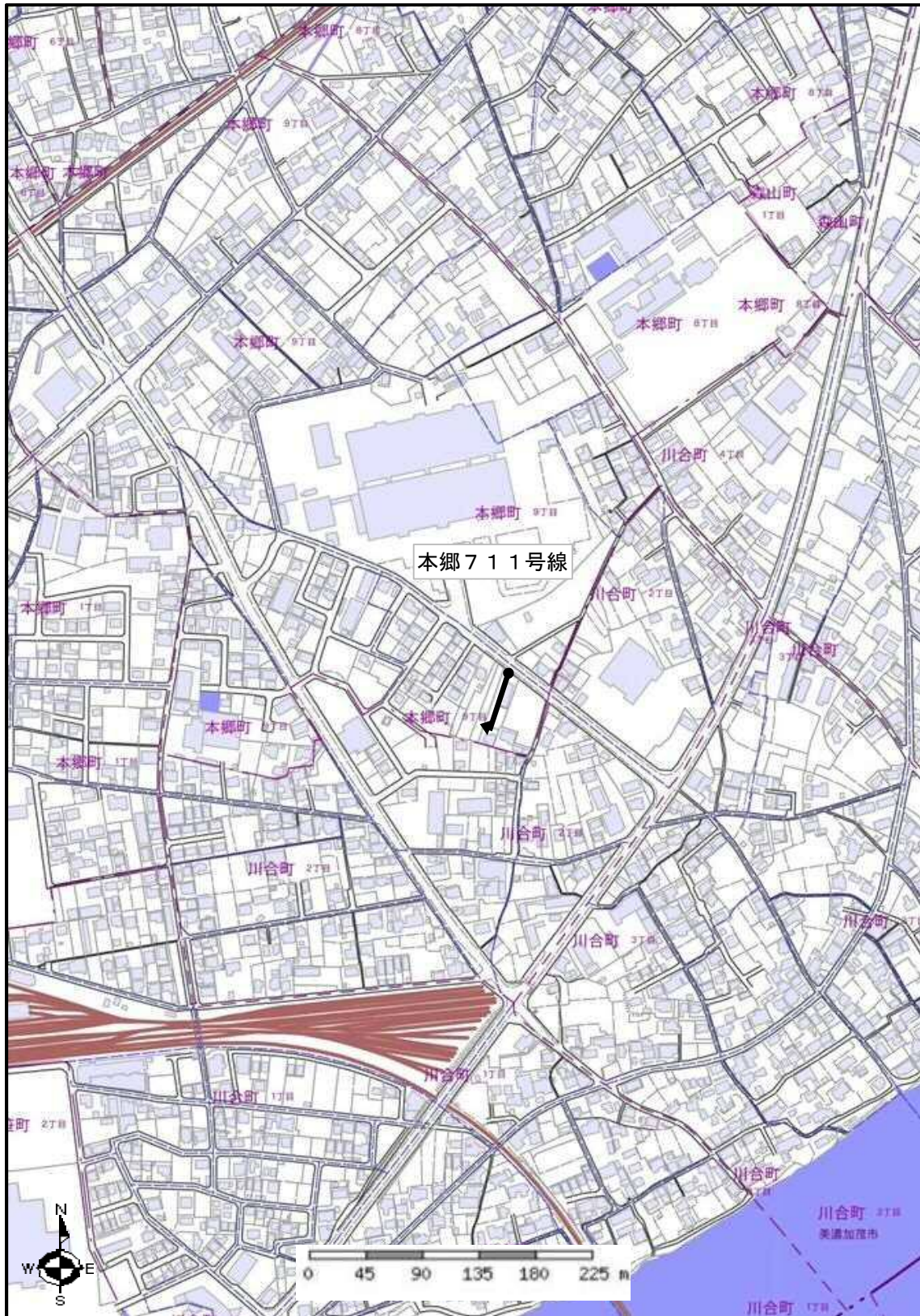
新規認定路線

②:本郷710号線



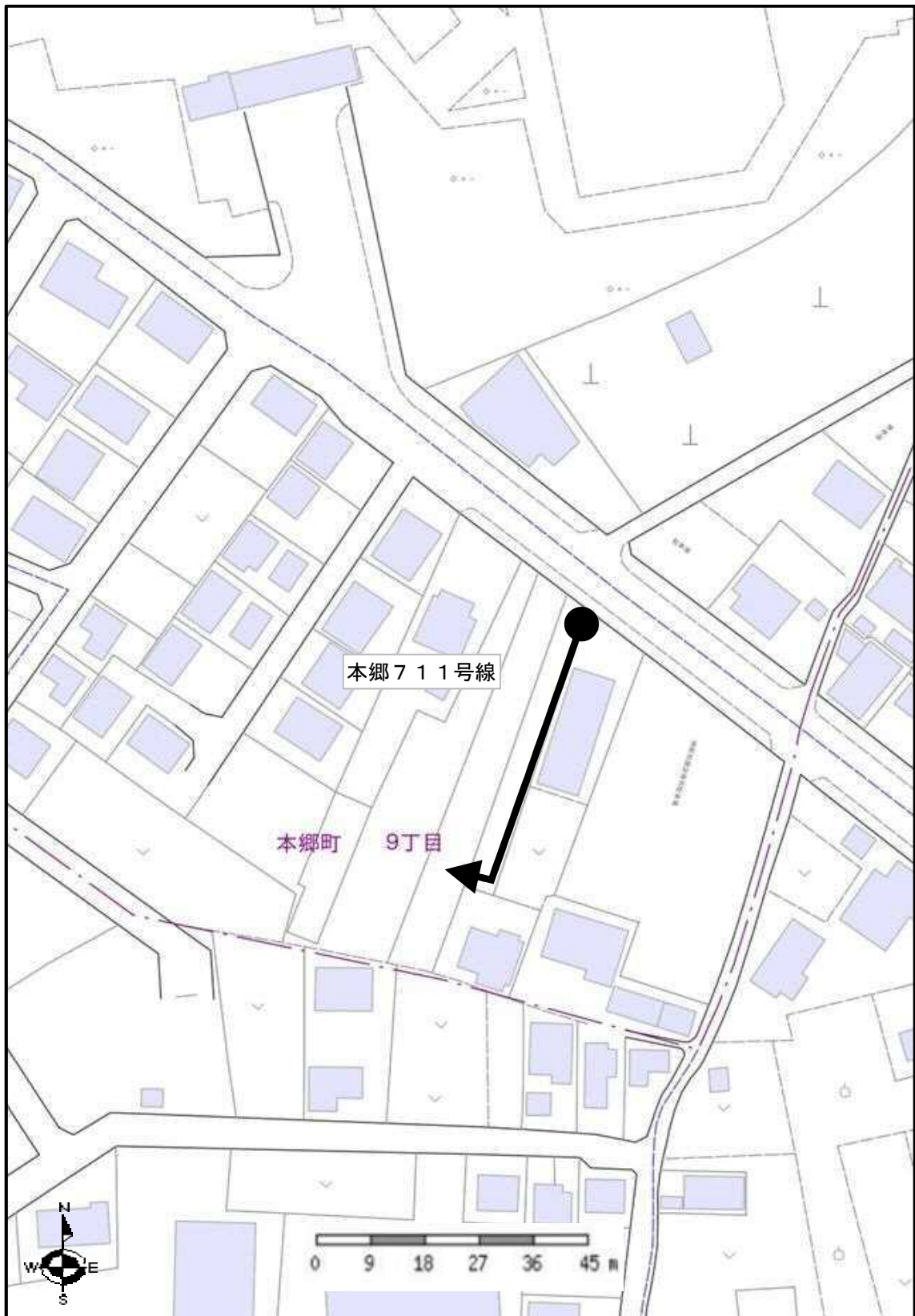
新規認定路線

③:本郷711号線



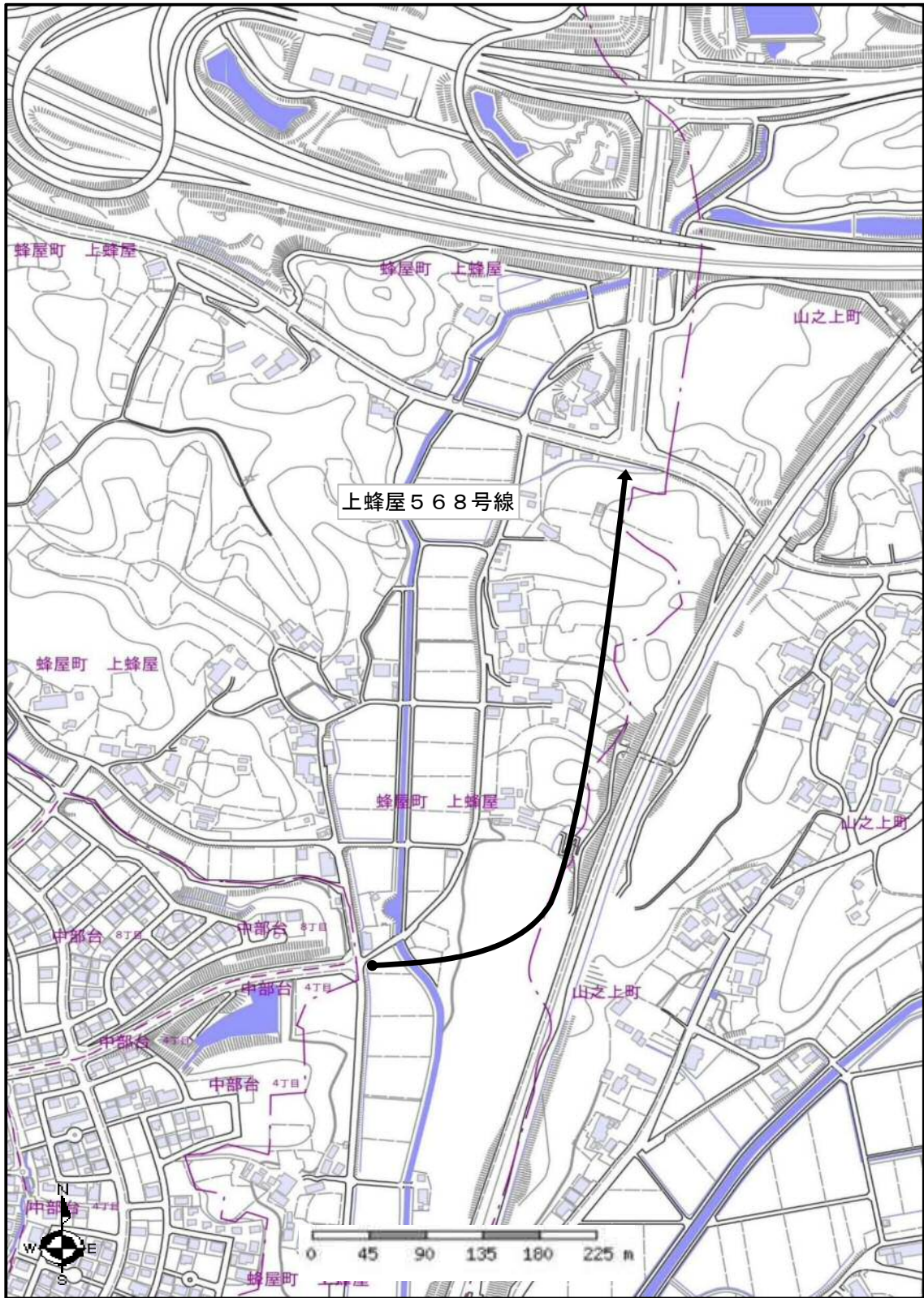
新規認定路線

③:本郷711号線



新規認定路線

④:上蜂屋568号線



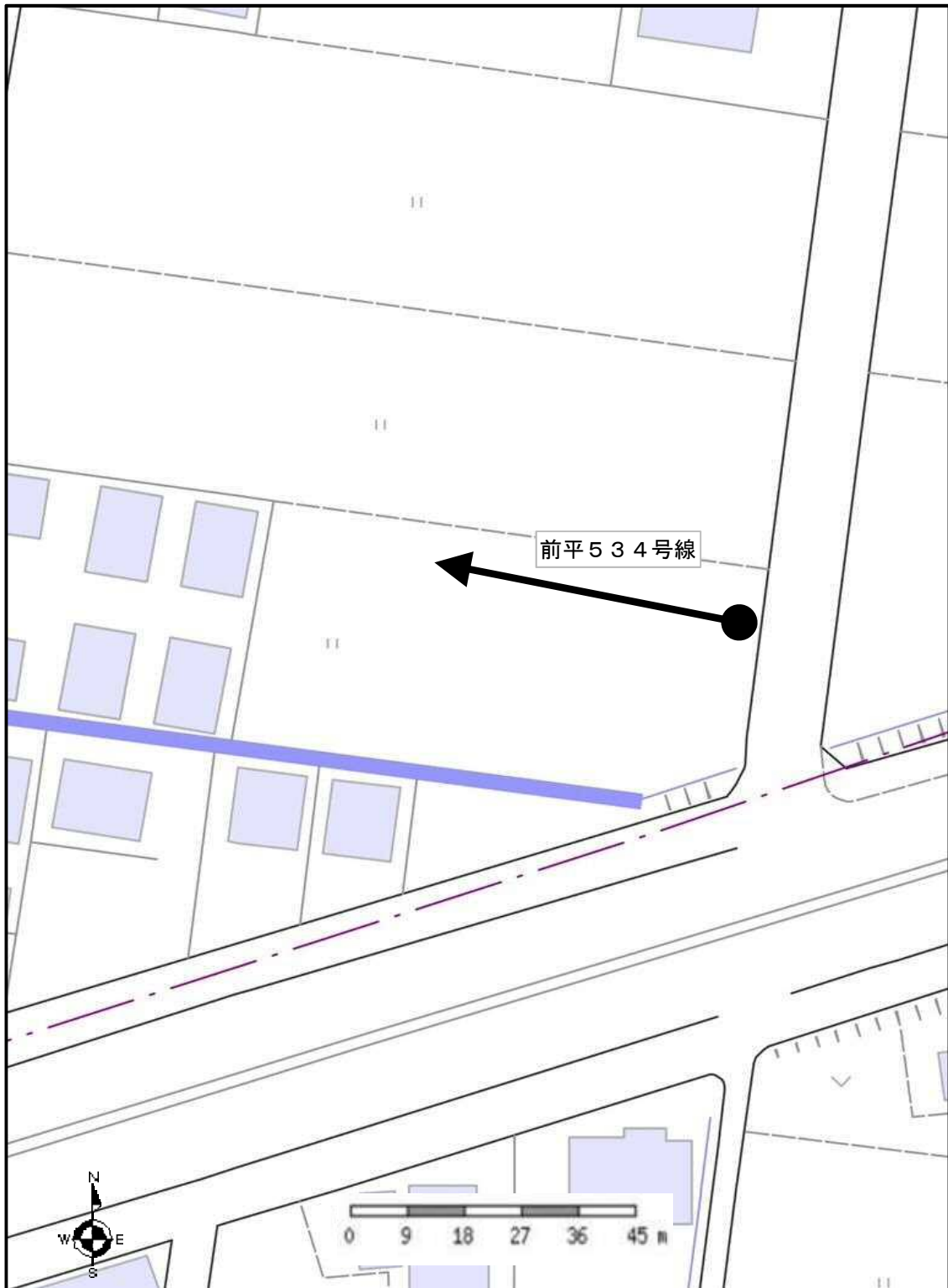
新規認定路線

⑤:前平534号線



新規認定路線

⑤: 前平534号線



議第53号

美濃加茂市と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、美濃加茂市と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第54号

美濃加茂市と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、美濃加茂市と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第 5 5 号

美濃加茂市と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 6 年 3 月 3 1 日限り、美濃加茂市と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第56号

美濃加茂市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、美濃加茂市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第 5 7 号

美濃加茂市と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 6 年 3 月 3 1 日限り、美濃加茂市と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第 5 8 号

美濃加茂市と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止
について

令和 6 年 3 月 3 1 日限り、美濃加茂市と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第 5 9 号

美濃加茂市と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 6 年 3 月 3 1 日限り、美濃加茂市と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第60号

美濃加茂市と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止
について

令和6年3月31日限り、美濃加茂市と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第61号

美濃加茂市と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、美濃加茂市と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 今 井 直 樹
生年月日

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 川 合 伸 子
生年月日

令和4年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度的美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- 認第 1号 令和4年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 2号 令和4年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 3号 令和4年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 4号 令和4年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について
- 認第 5号 令和4年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について
- 認第 6号 令和4年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 7号 令和4年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 8号 令和4年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について
- 認第 9号 令和4年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について



Walkable City
Minakama